

**鳥取県告示第6号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
上田医院	東伯郡琴浦町大字浦安 334	平成18年12月31日